

令和5年度[第4四半期] 随意契約一覧

県土マネジメント部、地域デザイン推進局

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	具体的理由	
高田土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	葛城川 護岸修正設計業務	天理技研株式会社	天理市田井庄町5 6 9 - 1	令6年3月21日	令6年3月21日	令6年7月31日	5,445,000	第5号	葛城川(御所市蛇穴)の当該箇所は災害復旧工事を進めていたが、床掘した際、床掘底面からの伏流水により掘削法面の崩壊が連続して発生する状況が確認されたため、非出水期の令和6年11月より復旧工事に着手する必要があることから、早急に伏流水対策を含めた護岸の修正設計を完了する必要があるため。	債務負担行為
宇陀土木事務所	役務・委託等	上笠間地区 用地調査業務委託	株式会社 コム建設コンサルタント	奈良県生駒市小瀬町6 4 5 番地	令6年2月2日	令6年2月2日	令6年3月29日	2,959,000	第5号	通報があり、現地確認を行ったところ、上笠間地区の家屋背面において、斜面崩壊を確認。 対策工事を行うため、支障となる建物の早急な補償調査を行う必要があるため。	
宇陀土木事務所	役務・委託等	上笠間地区 地質調査委託	株式会社 英晃コンサルタント	奈良県五條市今井3 - 6 - 4 3	令6年2月20日	令6年2月20日	令6年3月22日	9,097,000	第5号	通報があり、現地確認を行ったところ、上笠間地区の家屋背面において、斜面崩壊を確認。緊急踏査を実施したところ、斜面に緩みが生じており、不安定な状態であることがわかった。今後、凍結融解により、さらに変状が進行した場合、斜面下の家屋に重大な被害を及ぼす恐れがあり、対策工の施工範囲や工法を検討するために早急に地質調査を行う必要があるため。	
宇陀土木事務所	役務・委託等	上笠間地区 法面設計委託	日本工営株式会社 奈良事務所	奈良県奈良市高天町1 1	令6年2月21日	令6年2月21日	令7年3月31日	12,595,000	第5号	通報により、現地確認をおこなったところ、上笠間地区の家屋背面において斜面崩壊が生じていることが判明。 今後、変状が進行した場合、斜面下の家屋に重大な被害を及ぼす恐れがあることから、地すべり観測・解析業務を実施し、早急に今後の対策について検討を行う必要があるため。	債務負担行為
宇陀土木事務所	工事	一般県道小村木津線 法面対策工事	株式会社 富田組	奈良県吉野郡東吉野村小3 7 0	令6年2月2日	令6年2月2日	令6年3月22日	9,592,000	第5号	落石の通報を受け、現場を確認したところ、当該場所に落石が発生し、車道を塞いでいた。また、斜面の緊急踏査を実施した結果、今後も落石が生じる恐れがあることが判明。落石が発生した場合、通行車両に重大な被害を及ぼす恐れがあり、早急に対策を行う必要があるため。	
宇陀土木事務所	役務・委託等	桃保(イ)地区 測量業務委託	株式会社 大門測量設計事務所	奈良県宇陀市榛原比布1 1 7 8 - 1	令6年1月17日	令6年1月17日	令6年3月22日	5,016,000	第5号	御杖村役場からの通報を受け、桃保(イ)地区の法枠工の現地踏査を行ったところ、土間コンクリートのクラック等に変状が生じており、さらにアンカー工頭部の緩みなども確認された。今後の変状の進行によっては、上下部の家屋が被災する恐れがあるため、早急に地形測量を行い、今後の対策を検討する必要があるため。	

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	具体的理由	
宇陀土木事務所	役務・委託等	桃俣(イ)地区 地すべり観測業務委託	日本工営株式会社 奈良事務所	奈良県奈良市高天町11	令6年1月17日	令6年1月17日	令7年3月31日	43,670,000	第5号	御杖村役場からの通報を受け、桃俣(イ)地区の法枠工の現地踏査を行ったところ、土間コンクリートのクラック等に変状が生じており、さらにアンカー工頭部の緩みなども確認された。今後の変状の進行によっては、上下部の家屋が被災する恐れがあるため、地すべり観測・解析業務を実施し、早急に今後の対策を検討する必要があるため。	債務負担行為
宇陀土木事務所	役務・委託等	桃俣(イ)地区 地質調査委託	株式会社 ランド・エコ	奈良県大和郡山田中町818-4	令6年1月18日	令6年1月18日	令6年3月22日	17,380,000	第5号	御杖村役場からの通報を受け、桃俣(イ)地区の法枠工の現地踏査を行ったところ、土間コンクリートのクラック等に変状が生じており、さらにアンカー工頭部の緩みなども確認された。今後の変状の進行によっては、上下部の家屋が被災する恐れがあるため、早急に地質調査を行い、今後の対策を検討する必要があるため。	
吉野土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	一般国道169号 地質調査業務委託	天理技研株式会社	天理市田井庄町569-1	令6年1月18日	令6年1月18日	令6年3月31日	9,966,000	第5号	12/23に発生した崩土により国道169号が全面通行止めとなったため、復旧工事に向け早急に地質調査を行う必要があるため。	
吉野土木事務所	工事	一般国道169号 緊急対応工事	北山工業・田中建設・大崎組 特定建設工事共同企業体	吉野郡下北山村上池原637-1	令6年1月5日	令6年1月5日	令6年3月22日	20,295,000	第5号	12/23に発生した崩土により、国道169号が全面通行止めとなったことから、復旧工事を早急に行う必要があるため。	
五條土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	一般国道425号 測量業務委託	株式会社清和	奈良県五條市下之町65	令6年3月8日	令6年3月8日	令6年5月31日	3,586,000	第5号	当該通行止め箇所を含む国道425号について、地域住民の生活に大きな支障が出ている状況となっており、一日も早い道路交通機能の復旧が求められていることから、復旧工事の着手に必要な、測量業務を早急に行う必要があるため。	債務負担行為
五條土木事務所	工事	一般国道425号 法面対策工事	株式会社イヌイ	奈良県吉野郡十津川村出谷71-9	令6年3月21日	令5年3月21日	令6年6月28日	19,635,000	第5号	当該通行止め箇所を含む国道425号について、地域住民の生活に大きな支障が出ている状況となっており、一日も早い道路交通機能の復旧が求められていることから、復旧工事を早急に行う必要があるため。	債務負担行為
道路マネジメント課	工事	一般国道169号 緊急対応工事(緊急自然災害防止対策事業(法面)他)	北山工業・田中建設・大崎組特定建設工事共同企業体	奈良県吉野郡下北山村大字上池原637番地の1	令6年1月11日	令6年1月11日	令6年7月31日	195,250,000	第5号	12/23に吉野郡下北山村上池原地内に発生した崩土により、応急対策として、障害物の除去や迂回路の確保、二次災害防止のために行う法面対策工・仮設防護柵の設置等を早急に行う必要があるため。	債務負担行為
県営住宅管理事務所	工事	令和5年度能登半島地震被災者受け入れ住戸改修工事2	株式会社サタ工務店	天理市指柳町376-12	令6年2月6日	令6年2月6日	令6年2月26日	3,124,000	第5号	令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、被災者受け入れ住戸を確保するため緊急に県営住宅の改修・整備を行う必要があったため。	
県営住宅管理事務所	工事	令和5年度能登半島地震被災者受け入れ住戸改修工事3	若葉建設株式会社	奈良市法蓮町978番地	令6年2月6日	令6年2月6日	令6年2月26日	3,104,530	第5号	令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、被災者受け入れ住戸を確保するため緊急に県営住宅の改修・整備を行う必要があったため。	

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	具体的理由	
郡山土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	竜田川 護岸補強工法検討修正設計業務	三井共同建設コンサルタント株式会社 奈良営業所	奈良県奈良市大宮町3-2-50-5-406	令6年2月27日	令6年2月27日	令6年3月29日	1,892,000	第2号	本件は、既に契約している当初設計内容と密接不可分であり、かつ他の事業者へ履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるため。	
高田土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	国道168号 用地調査点検等業務委託	株式会社倉田総合鑑定	奈良市法蓮町163-1	令6年1月30日	令6年1月31日	令6年3月22日	1,716,000	第2号	本件は、当該業者が実施した建物補償調査の成果を基に別の業者が実施した移転工法の再検討および再算定を点検する業務であり、基となった補償調査内容を熟知している必要があるため	
中和土木事務所	役務・委託等	米川 事業損失事後調査業務委託	株式会社KEISIN 奈良支店	奈良県大和高田市神楽254-6 セゾンド神楽203	令6年1月26日	令6年1月26日	令6年3月29日	1,408,000	第2号	本件は本年度に行った建物事前調査と密接不可分の関係にあたり、その業務を行った業者以外に業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるため。	
中和土木事務所	役務・委託等	結崎田原本線 建物等補償調査(再算定)業務委託	株式会社ファノバ 奈良営業所	奈良県奈良市三条町487番地	令6年1月30日	令6年1月31日	令6年3月19日	1,078,000	第2号	本件は、令和3年度及び令和4年度の建物補償調査と密接不可分の関係にあたり、その業務を行った業者以外に業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるため	
吉野土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	一般国道169号 高原トンネル監視体制検討業務	日本工営株式会社	奈良市高天町11	令6年1月17日	令6年1月17日	令6年3月28日	5,720,000	第2号	過年度に実施した業務と密接不可分の関係にあり、当該契約の相手方以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。	
吉野土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	一般県道赤滝五條線 詳細設計委託	株式会社阪神コンサルタンツ	奈良市大宮町2-4-25	令6年1月22日	令6年1月22日	令6年3月29日	3,718,000	第2号	過年度に実施した設計業務と密接不可分の関係にあり、当該契約の相手方以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。	
吉野土木事務所	役務・委託(建設工事 関連業務)	牛頭谷 砂防堰堤改築修正設計業務委託	株式会社エイト日本技術開発	奈良市大宮町5-3-14	令6年1月29日	令6年1月29日	令6年3月29日	1,595,000	第2号	過年度に実施した設計業務と密接不可分の関係にあり、当該契約の相手方以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。	
道路建設課	役務・委託等	中町「道の駅」空調設備等工事監理業務	株式会社樹谷設計	奈良市西ノ京町101番地の1	令6年2月29日	令6年4月1日	令6年9月30日	7,370,000	第2号	本工事は中町「道の駅」整備事業の中核を担うものとして、富雄丸山古墳や矢田丘陵の眺望を含め周辺環境と調和するようにデザインした建物群のテナント部分の内装工事である。建物の外観及び内装のデザインはその調和に配慮したもので、設計意図を詳細に反映する必要があり、設計の意図伝達は同工事設計業者以外では困難であるため。	
道路マネジメント課	役務・委託等	主要地方道桜井田原本王寺線 三輪街道踏切拡幅詳細設計委託(防災・安全交付金事業(道路環境整備))	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部	大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番9号	令6年2月5日	令6年2月6日	令6年2月7日	15,188,000	第2号	当該契約の相手方が管理する軌道敷地内及び影響範囲内での業務となり、作業に必要な専門知識、技術及び経験を有し唯一性を確保しているため。	
河川整備課	役務・委託等	大和川他 雨量計更新業務(防災・安全社会資本整備交付金事業(総流防・情報基盤))1-委-3	JRCシステムサービス株式会社 関西支店	大阪府大阪市北区梅田3丁目4番5号	令6年2月1日	令6年2月1日	令6年3月22日	9,812,000	第2号	本件は、雨量データを利用し、降雨による河川状況把握やデータ分析を行い、河川情報システムに掲載するための雨量計の更新業務であり、当該業務実施にあたっては河川情報システムに精通している必要がある。当該システムはメーカー独自の技術で組み立てられており、独自のノウハウが必要であることから、当該業務履行可能な者が当該契約の相手方以外にいないため。	

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	具体的理由	
下水道マネジメント課	役務・委託等	令和6年度 浄化センター焼却灰等処分業務委託	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪市北区中之島2丁目2番2号	令和6年3月19日	令和6年3月19日 (令和6年4月1日)	令和7年3月31日	21,879,000	第2号	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業は、大阪湾圏域の廃棄物の適正な海面埋立による処理及び港湾の秩序ある整備を図るため、奈良県を含めた近畿2府4県の地方公共団体の出資により整備を進めている事業である。処分場を管理運営する大阪湾広域臨海環境整備センターと本県は昭和61年3月に基本協定を締結し、排出する産業廃棄物による海面埋立処分業務を委託しており、当該基本協定に基づき、契約の相手方が特定されるため。	・単価契約 12,870円/t ・長期継続契約